

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成28年2月12日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500534 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500258 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月18日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成16年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月18日

A社から平成16年12月18日に支給された賞与に係る年金記録は、現在、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。私がA社から賞与を支給され、保険料が控除されたのは確かなので請求期間について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の回答及び金融機関から提出された請求者の普通預金元帳により、請求者は、請求期間において事業主から24万円の賞与の支払を受け、24万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500456 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500260 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月10日は42万1,000円、平成18年12月13日は42万2,000円、平成19年8月10日は34万9,000円、平成19年12月10日は52万1,000円、平成20年8月8日は35万8,000円及び平成20年12月10日は35万円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日、平成18年12月13日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年8月8日及び平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月10日、平成18年12月13日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年8月8日及び平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月  
② 平成18年12月  
③ 平成19年8月  
④ 平成19年12月  
⑤ 平成20年8月8日  
⑥ 平成20年12月10日

請求期間①から⑥までについて、A社から賞与が支給されていたが、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、金融機関から提出されたお取引明細表及び取引推移一覧表並びに同僚から提出された賞与支給明細等から判断すると、請求者は、事業

主から 42 万 1,000 円、43 万 2,000 円、34 万 9,000 円、52 万 1,000 円、35 万 8,000 円及び 35 万 8,000 円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、42 万 1,000 円、42 万 2,000 円、34 万 9,000 円、52 万 1,000 円、35 万 8,000 円及び 35 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、前記お取引明細表及び取引推移一覧表並びに賞与支給明細等において推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 42 万 1,000 円、請求期間②は 42 万 2,000 円、請求期間③は 34 万 9,000 円、請求期間④は 52 万 1,000 円、請求期間⑤は 35 万 8,000 円及び請求期間⑥は 35 万円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までに係る賞与の支払日については、前記お取引明細表の振込日及び同僚のオンライン記録から、請求期間①は平成 18 年 8 月 10 日、請求期間②は平成 18 年 12 月 13 日、請求期間③は平成 19 年 8 月 10 日及び請求期間④は平成 19 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500492 号  
厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500259 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から昭和 35 年 10 月 1 日まで

私は、請求期間に家族が経営する A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。昭和 35 年 7 月の結婚を機に、母親からそのまま厚生年金保険料を差し引くと給料が少なくなるため国民年金に加入するよう言われ、昭和 35 年 10 月に国民年金に切り替えるまでは厚生年金保険に加入していたので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の請求期間における勤務実態について回答を得ることはできなかった。

また、A 社は、昭和 41 年 2 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、昭和 59 年 5 月 \* 日に解散している上、事業主であった請求者の兄も既に死亡しており、給料計算や厚生年金保険を担当していたとする母親及び姉も既に死亡している旨陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500529 号

厚生局事案番号：東海北陸（脱）第 1500010 号

## 第1 結論

昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 38 年 1 月 15 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 38 年 1 月 15 日まで

A 社に勤務した昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 38 年 1 月 15 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録になっている。会社からは何も知らされておらず、一時金を受領した記憶もないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

年金事務所が保管する脱退手当金支給（裁定）整理簿から、請求者に係る脱退手当金の金額が 7,564 円、裁定年月日が昭和 38 年 3 月 28 日であることが確認できる。

また、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者及び A 社において脱退手当金の支給記録がある同僚は、事業主が請求手続を行った可能性がある旨陳述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。